

令和5年1月20日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和5年1月20日（金曜日）午前10時57分～午前11時27分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 報告事項

(1) 変更契約の締結及び専決処分の予定について

(2) 変更契約の締結及び専決処分の予定について

○出席委員

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

委員 相馬 純子

委員 小熊 ひと美

委員 柿崎 孝治

委員 山本 武朝

委員 木戸 喜美男

委員 小倉 尚裕

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長 工藤 裕司

市民部長 加福 理美子

経済部長 赤坂 寛

経済部理事 横内 信満

農林水産部長 大久保 文人

教育委員会事務局教育部長 小野 正貴

農業委員会事務局長 小笠原 訓史

教育委員会事務局教育次長 大久保 綾子

教育委員会事務局総務課長 金澤 敦

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 猪口 茂樹

議事調査課主幹 吹田 匠

議事調査課主事 北山 賢臣

○工藤健委員長 ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「変更契約の締結及び専決処分の手続きについて」報告を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 変更契約の締結及び専決処分の手続きについて御報告申し上げます。

令和3年第1回青森市議会定例会において御議決をいただき進めております（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業について、契約金額の変更が必要な事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により、変更契約を締結しようとするものであります。

配付資料を御覧ください。

初めに「2 変更内容」につきまして、1つには、近年の建設工事に係る労務費や鋼材などの原材料費、原油価格等の高騰を受け、事業契約書第67条及び別紙6第4項の規定に基づき、相手方から施設整備費（サービス対価A）のうち建設業務に要する費用について、変更の請求があったため、協議の結果、事業契約締結時の令和3年3月から設計終了時の令和4年3月までの物価変動による影響分について、増額変更を行おうとするものであります。

2つには、昨年4月から着手した建設工事において、建物の杭や基礎工事中に、地中からコンクリート殻などが確認されており、支障となる地中埋設物は撤去などを行いながら、整備を進めてきたところであります。

事業契約書第15条において、事業用地内で発生した地中埋設物など、募集要項等から合理的に予見することができないものに起因して生じた費用については、市が負担すると定めておりますことから、今般発生した地中埋設物の撤去などに要した費用について、増額変更を行おうとするものであります。

次に、「3 契約金額」につきましては、当初の契約金額107億7406万3520円に対し、変更後の契約金額が111億6332万7120円となり、増額分は3億8926万3600円、率にして3.61%の増額となるものであります。

変更内容につきましては以上のおりとなりますが、変更契約につきましては、市長において専決処分する事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、専決処分により手続を進める予定としております。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 民間と最も違うのが事業契約書第15条の事業用地に関する部分だと思います。以前の使用の用途からすれば、埋設物があることは想定されていたかと思うのですが、当該用地に関して事前調査は行ったのでしょうか。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 事前調査は行ったのかというお尋ねであります。

平成 30 年度に実施いたしましたアリーナプロジェクト民間活力導入可能性調査の中で、地質調査業務として事業用地内において地下 50 メートルまでのボーリング調査を実施しておりましたが、その際には地中埋設物は確認されなかったものがあります。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 一般に多いのは杭が撤去されずに、それによって工期が延びると。例えば、現在、駅前で行われている再開発事業において、角弘さんの場合だと、1 年延びてその分建設する側が補償する。1 年工期が延びると、その分の営業補償等が発生していくのですけれども、今般同様、今後発生した地中埋設物の撤去により生じた費用についても、専決処分という形で処理していくのでしょうか。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** まず、アリーナ用地に関しましては、基礎のための掘り返しを終えておりますので、その分について発生することはありませんけれども、今後、民間の収益施設でありますスポーツクラブやカフェ&ベーカリー、こういった施設の建設が始まってまいります。その際、仮に地中埋設物が確認された場合には、事業契約書に基づきまして、我々の方で対応することになると承知しております。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 公共工事設計労務単価の上昇を受けたインフレスライド条項の適用や特例措置の適用による労務単価の変更は、それに従っていくのでしょうか。今回のような地中埋設物の撤去に係る積算は、どのような形で行っているのでしょうか。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 地中埋設物の処理費用に関することでもありますけれども、実際にお支払いした額が市の積算した単価よりも低いことを確認した上で積算しているということでもあります。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 今回の変更のうち、2164 万 3600 円はアリーナ用地全ての地中埋設物の撤去費用ということになるんですね。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 委員の御発言のとおりであります。

以上です。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 先ほどのお話の中で、今後、工事するに当たって地中埋設物が

あった場合は、専決処分という形で予算を組んでいくという理解でよろしいでしょうか。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 委員の御発言のとおり、変更額が規定の範囲内であれば、専決処分によって処理していくことになります。

以上です。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 今回は、この事業契約書の第15条により市の側で撤去する、負担するということになっております。

民間の場合は、そのほとんどが、その土地を取得して工事を行う、開発を行う側が負担するということになると思うんです。

したがって、2164万3600円という額——総事業費に対する割合だけではなくて、JRの土地という関係もあったかもしれませんが調査が行われていない。

今回の金額、今後の工事において推移を見守りたいと思います。

専決処分というのは、決して白紙委任状ではない。契約金額の10%以内であれば専決処分を行ってもいいと規定されていますけれども、ある意味では議会を軽視しているのではないかと取られるケースもありますので、専決処分というのは、その都度、議論していきたいと思います。

○**工藤健委員長** 他に発言はありませんか。

○**小熊ひと美委員** 増額する金額が大きいのですが、どうしてこのような額になるのか、説明を聞いてもよく分からなかったので、変更内容について詳しくお示しいただけないでしょうか。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** まず、施設整備費サービス対価Aの改訂につきましては、先ほども申し上げましたとおり、事業契約書におきまして、市及び事業者は、契約締結日から1年を経過した後に、賃金水準または物価水準の変動によりサービス対価が不相当となったと認めるときに、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができることあり、このたび、請求があったものであります。

その内容であります。資料の事業契約書と囲まれている部分がありますけれども、サービス対価の変更請求に当たりましては、変動前残工事代金額の1.5%を超える額につき、サービス対価の変更に応じなければならないとされております。つまり、1.5%を超えるとその分について請求事由が発生したということになるわけです。

次に、何をもちって1.5%としたかというところについてでありますけれども、まず、サービス対価の改訂に適用する物価指数——いずれかの指数を参考に、どの程度増加しているかを見極めるということになります。

その指標につきまして、事業契約書において、市と事業者とが協議をして定める

ということにしておりまして、今回は、青森県をはじめ他の自治体の類似施設の事例を参考に、一般財団法人建設物価調査会が公表している建設費指数を適用しております。その指数の動きですけれども、今回の場合は、事業契約締結日から1年を経過した時点で、建設工事に係る指標が7.8%増加しております。設備工事分が3.2%、公園工事分が6.8%ということで、全てにおいて1.5%を超えるという状況になっておりましたので、そういった指数を建設費に乘じまして、1.5%分を引き去った上でお支払いするといった金額が御説明しております3億6762万円であります。

以上でございます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 ここは操車場だった場所なので、歴史的な物が出てきているのか分かりませんが、地中埋設物の写真等を見せていただくことは可能でしょうか。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 手元に写真はありませんけれども、こちらで撮った写真はありますので、委員会の方でよろしいというのであれば適切に対応したいと思います。

以上です。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 契約金額の10%以内であれば専決処分を行ってもいいと規定されているということなのですが、先ほど、小熊委員も質疑されていたように、10%とはいえ市税ですから、一般市民にとってみれば多額の金額だと思います。契約金額の10%以内であれば専決処分できるというのは、何度繰り返しても可能ということなのでしょうか。ある程度の歯止めというのはないのでしょうか。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 資料に記載しておりますけれども、地方自治法第180条第1項では、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるとされております。このことを受けて、青森市では、変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものは専決処分することができると決まっておりますので、基本的にはその範囲内であれば何度でも可能だということになります。

以上です。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 法令上では何度でも構わないという答弁でしたけれども、増額になった理由と、どの程度増額になったかということは、何らかの形で市民のみなさんに公表すべきことかと思っておりますので、これから何回増額になるか定かではないですけれども、逐次、公表していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**工藤健委員長** 他に発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 変更契約の締結及び専決処分の予定について御報告申し上げます。

令和3年第2回青森市議会定例会において御議決をいただき進めております、青森市立筒井小学校校舎等改築工事、筒井小学校校舎等改築電気設備工事、筒井小学校校舎等改築空調設備工事及び令和4年第2回青森市議会定例会において御議決をいただき進めております青森市立西中学校屋内運動場改築工事について、契約金額の変更を余儀なくされる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により、それぞれ変更契約を締結しようとするものであります。

初めに、資料1から資料3までの青森市立筒井小学校校舎等の改築に係る3件の工事につきましては、変更内容が同様でありますことから、まとめて御説明いたします。

資料1を御覧ください。

2の変更内容につきましては、国において令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べ上昇したことを受け、工事請負契約にインフレスライド条項を適用し、国直轄の公共工事について、新労務単価に基づく請負代金額の変更を行うこととしたところであります。

本市におきましても、これに準じた労務単価の引き上げに加え、物価水準の変動についてもインフレスライド条項を適用することとしたところ、このたび、契約相手方から請負代金額変更の請求があり、協議の結果、増額の変更契約を締結しようとするものであります。

なお、インフレスライド条項の適用につきましては、資料右下に記載のとおりとなっております。

次に、契約金額の変更について、それぞれ御説明いたします。

青森市立筒井小学校校舎等改築工事につきましては、3の変更予定額のとおり、②の特例措置適用後の金額24億7710万1000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が26億5844万7000円となり、増額分は1億8134万円6000円、当初の契約金額と比べると、7.41%の増額となるものであります。

次に、資料2を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事につきましては、3の変更予定額のとおり、②の特例措置適用後の金額2億3287万円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が2億3471万8000円となり、増額分は184万8000円、当初の契

約金額と比べると、1.37%の増額となるものであります。

次に、資料3を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事につきましては、3の変更予定額のとおり、②の特例措置適用後の金額2億6257万円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が2億6708万円となり、増額分は451万円、当初の契約金額と比べると、1.99%の増額となるものであります。

次に、青森市立西中学校屋内運動場改築工事について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

2の変更内容につきましては、令和4年4月1日以降から適用する新労務単価の決定に伴い、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市におきましても同様に令和4年4月8日付けで特例措置を実施しております。

本工事は、旧労務単価を適用した対象工事ではありますが、このたび、契約相手方から請負代金額変更の協議があり、協議の結果、増額の変更契約を締結しようとするものであります。

なお、特例措置につきましては、資料左下に記載のとおりとなっております。

次に、契約金額の変更について、御説明いたします。

3の変更予定額のとおり、当初金額7億8100万円に対し、変更後金額が7億8399万2000円となり、増額分は299万2000円、率にして0.38%の増額となるものであります。

変更契約の内容につきましては以上のとおりとなりますが、これら4件の変更契約につきましては、市長において専決処分する事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、専決処分により手続を進める予定としております。また、当該4件の変更契約の締結に係る専決処分の予定につきましては、契約事務を所管する総務部におきましても、本日開催の総務企画常任委員協議会で報告することとしております。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 この専決処分においては、公共工事設計労務単価の上昇を受けたインフレスライド条項の適用や特例措置の適用による労務単価の変更であるので、問題ないと思います。これは対応すべきであると思います。

先ほどのアリーナについては、変更後の契約金額111億6332万7120円という部分の中で、変更前の契約金額の10分の1というのが適正であるのか、建設と運営が一体となっておりますので、この点は切り離して議論をすべきではないのかと思いますが、これはこの場ではなくて別の機会にお聞きするべきかと思いましたが。

公共工事設計労務単価の上昇を受けたインフレスライド条項の適用や特例措置の

適用による労務単価の変更については、問題はないと思います。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 先ほどの相馬委員の御質疑の中で、変更前の契約金額の10分の1を超えなければ何回でもできるのかという部分で、補足をさせていただきたいと思います。

青森市では、(仮称)青森市アリーナの整備に当たりまして、令和2年12月に債務負担行為を設定しております。約114億6300万円が上限でありますので、この額に達するまでは専決処分が可能であるということで補足をさせていただきます。

以上でございます。

○**工藤健委員長** この際、他に理事者側から報告事項等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 委員の皆様から御意見等ありませんか。相馬委員。

○**相馬純子委員** ホームページについてお聞きします。

青森市で市民の皆さんに公表しているホームページですので、誤りがないかどうか決裁を経てアップしているものと思います。昨年10月11日火曜日の小野寺市長の記者会見の資料のうち、学校一覧というものが載っています。日本共産党の党員が、議員候補者が学校を訪問して、学校給食等について懇談をしたというその学校と、誰がいつ行ったか、何を配付したかという一覧表がアップされているんですが、私がざっと見た限りでも18か所、誤った記載がありました。誤った内容のものを青森市として市民の皆さんにホームページ上で公表しているということですので、削除をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○**工藤健委員長** 今のは要望ですか。

○**相馬純子委員** はい。

○**工藤健委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 即答はできないと思いますけれども、どこかでお返事をいただきたいと思いますが、特定の政党の個人の行動について許可もなくアップすること自体、本当に失礼だと思いますし、教育委員会の判断でされたことなのか、市長の判断なのかというところも重大な問題で、市長は今、大事な時期だと思うので、早めの対応、お返事をお願いします。

以上です。

○**工藤健委員長** 要望でよろしいですか。

○**万徳なお子委員** はい、要望です。

○**工藤健委員長** 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)